



行革110番 オンブズマン

都議レポート

2008.11.30.

No.20

事務所 〒155-0033 東京都世田谷区代田5-10-6 イーストコート代田201 電話 5431-0633 FAX 5300-8457
都議会控室 電話 5320-7281 Fax 5388-1829

ホームページ <http://www.gyoukakul10ban.jp/>
メール goto110@kt.rim.or.jp

発行責任者 **行革110番**

都議会議員 後藤雄一

**徹底検証
現場主義**

税金のムダ使いを許しません!

招致費用 税金 10,000,000,000円 (100億円)
民間 5,000,000,000円 (50億円)

梅雨明け蒸し暑い東京

Q オリンピックの開催にはお金がかかるんじゃない?

A ▶経済波及効果は全国で2兆8,000億円! 日本中が元気になります
オリンピック開催による経済波及効果は都内で1兆6,000億円、全国で2兆8,000億円と、日本全国に大きな経済効果をもたらします。(※2)

▶オリンピックの大会運営には税金を使いません
大会運営費はテレビ放映やチケット販売による収入などで賄われます。

▶競技会場の7割は今ある会場を使います
1964年の東京オリンピックでつくった競技会場など、既にある会場を最大限利用します。

▶新設する競技会場は都民・国民の共有財産となります
競技会場はオリンピック開催後もスポーツや文化の拠点として有効に利用し、将来の都民・国民に引き継いでいきます。(※3)

経済波及効果
全国 約2兆8,000億円
都内 約1兆6,000億円

(※2) 競技会場の整備や、オリンピック開催に伴う消費の拡大などによる経済効果。(平成18年7月、東京オリンピック・パラリンピック招致本部試算)
(※3) 競技会場の整備費用2,408億円(平成19年11月、開催基本計画による)は、税金と民間資金で賄います。

↑東京都が10/26新聞折込で配った『広報東京都』の3ページの図です。矢印と(A)~(D)は行革110番が記入しました。

首都高は規制され渋滞

左図は10月26日、都内全域に新聞折込みで配られた『広報東京都』の抜粋です。「オリニピックの大会運営に税金は使わない、7割は今ある会場を使う、

何故こんな広告が必要なの? 東京オリンピック招致に!!

新設の競技会場は都民・国民の共有財産になる」って本当? 行革110番の調査と比べて考えて下さい。蒸し暑い真夏の開催になる事をお忘れなく!!

7月29日~8月14日/真夏の東京オリンピック招致

○広告が必要な訳!!

2016年オリンピック招致都市の決定は、09年10月に開かれるIOC総会で決定されます。IOC委員は、開催都市の市民の招致賛成!!を投票の重要な要素とします。

石原知事が焦っている「都民の賛成が少ない」という現状を打破し、賛成を80%以上にする目的でこの広告が作られたのです。

○こんな誇大広告が!!

上の図は、10月26日、新聞折込みで配られた都が作成した『広報東京都』の「東京オリンピック・パラリンピック招致特集号」の抜粋です。良い事尽くしの内容に驚きです。行革110番が調べたものと比べて下さい。上の図の矢印、A、Dの番号は、行革110番が付けました。

蒸し暑い真夏に開催!

皆さんはオリンピックが秋に開催すると思われるでしょうが、実は「7月29日~8月14日」の、日本で一番蒸し暑い時期です。

秋のスポーツシーズンは各種スポーツの世界大会が行なわれ、オリンピックを行っても選手が集まらないのです。そこでオリンピックは大きな大会が行なわれない7月~8月となっているのです。

今ある施設の改修費
何と541億円も!!

「(A)↓」には「競技会場の7割は今ある会場を使います」そして小さな字で「既にある会場を最大限利用します」と書かれています。

皆さんは、オリンピック会場の7割が、既存の施設なら金がかからないかかって改修費だけで済むなら、まあいいか!!と思っていないませんか?

しかし「競技会場」とは、土地のことです。役所言葉では同じ場所に新築建替しても「今ある施設」なのです。

例えば現在あるユースプラザ(東京スポーツ文化館)は取り壊し379億円かけて建替えるのです。今ある会場施設の建替え・改修費用の合計は541億円です。

オリンピック後の施設維持費は税金で

「(B)↓」には「新設する競技会場は都民・国民の共有財産となります」と書かれています。

新設する施設の合計は1865億円。

東京には既に国立競技場等の大規模施設があります。これ以上施設は必要ですか? オリンピック終了後、新たに作った施設の維持費は税金で負担することになるのです。施設の工事費用の合計は2406億円です。しかもこの中には選手村、メディアセンター等は含まれていません。

もこの中には選手村、メディアセンター等は含まれていません。

経済波及効果の計算は平成12年の関連表です

「(C)↓」には「経済波及効果は全国で2兆8千億円! 日本中が元気になります」と書かれています。

経済波及効果? 予想はしばしば外れます。そもそもオリンピックって経済のためにやるの?

この経済波及効果の計算根拠は、「平成12年東京都産業関連表」です。

警備等の経費は

「(D)↓」には「大会運営には、税金は使いません」と書かれています。大会運営には莫大なスポーツサー料、テレビ放映権料が入りますから当然です。しかし、警備の警察官、その他諸々の費用は大会運営費とは別です。これにも税金が使われます。

オリンピックはスポーツの祭典。招致に税金100億円、民間から50億円、合計150億円も何故つぎ込むのでしょうか。

築地市場を、土壌汚染が発覚した豊洲に強行に移転しようとしたのは何だったのでしょうか。都の事業はオリンピック中心で動いているのです。都民の生活の為にこそ税金を使うべきと考えます。いかがでしょうか。

よくやった手当!!

最優秀賞 15万円
優秀賞 10万円
優良賞 5万円

都監理団体(財)東京都道路整備保全公社が職員約380人、職員520万円が支払われた。仕事の内容は...

最優秀賞: 3名
 内閣府公認認定委員の視察対応。ノウハウを所属職員に指導伝授。等

優秀賞: 18名
 第2種衛生管理者資格の取得。マニュアルの見直しなど業務改善に取り組み。等

優良賞: 59名
 洗面所・トイレ・場内の清掃を積極的に行い環境美化に取り組み。お客様への立場にたった親切丁寧な対応。等



しかし、これって日常業務のはずです。

天下りの弊害!!

この道路整備保全公社の理事長は都の前建設局長、天下りの典型です。都には38の監理団体があり幹部職員等が天下っています。

日常業務に5万円〜15万円の「よくやった手当」、審査会の委員長はこの天下り理事長です。内部告発があったという事から職員も呆れていた事がお分かりでしょう。

都には監理団体を指導監督する総務局行革推進部監理団体指導課があります。指導の方法を見てください。

天下りの評価!!

5%アップのお手盛り

都は、平成13年度から監理団体改革の一環として、団体に自ら「経営目標」を設定させ、その達成度を評価しています。そして、達成率95%以上で局長からよくやったと誉められた団体は、翌年の役員報酬を5%アップ可能、成績の悪い団体は5%〜10%のダウンと

民間並みに業績評価しているようですが実はカラクリがありました。

連続95%以上の団体

開始当初(平成13年度)から平成19年度まで連続で達成率「95%以上」の栄冠を得たのは(財)東京税務協会、東京都下水道サービス(株)の2つです。

配点のカラクリ?

そこで税務協会の「評価」の内容を見ると下の表の通りです。この配点も目標も、そして評価項目も全て税務協会と所管する主

天下りお手盛り実態は!!

税局が決めるのです。監理団体に天下っている役員等は、ちよつと前まで局長、部長で世話になった先輩ばかり、気を使って当然、次は自分が天下る番!!「お手盛り」なのです。

左の表は、2年前のデータで恐縮ですが、監理団体の役員報酬額です。(単位 万円)

ランク	役職	報酬額
A	理事長	1,571
	副理事長	1,459
	理事	1,312
B	理事長	1,459
	副理事長	1,312
	理事	1,185
C	理事長	1,312
	副理事長	1,185
	理事	1,069
D	理事長	1,185
	副理事長	1,069
	理事	971

目標と実績の自身!

左表の指標名「独自の人事給与制度の構築」を見て下さい。目標値が原案作成なら、実績値も原案作成です。「東京税務セミナー受講者1人当たり経費」の目標も実はセミナー開催の経費を前年に比べ総額で4万円弱下げた目標を設定していただけなんです。

こんな簡単な目標、自慢出来ません。

指標名	19年度/目標値	19年度/実績値
区市町村に対する講師派遣(年間)	56口座/340時間	56口座/344時間
都民対象講演会等の参加者	510人	520人
人材派遣事業売上高	102,550千円	133,066千円
管理費(事務費)	25,072千円	24,616千円
収益事業売上高に占める事業費の割合	14.2%	9.6%
独自の人事給与制度の構築	原案作成	原案作成
東京税務セミナー受講者1人当たりの経費	5,800円	5,797円

平成19年度(東京都監理団体経営目標の達成状況・経営実績6ページ) 配点部分は、行革110番が記入
(目標を達成した項目の配点の合計) × 2 = 95点以上が「達成!!」

のです。監事・監査役には、減点があっても5%アップなどは冗談ではありません。

監理団体指導課?

アップした団体は?

そこで、監理団体を所管する監理団体指導課に「実際に5%アップした団体はどこか?」と聞くと「5%アップした団体は把握していない。監理団体に対し、報告義務を課していない」というのです。知らないといつて逃げる為の手段なのです。

マニュアルは非公開!!

監理団体指導課は、監理団体を評価するのにマニュアルを作成しています。そこで、行革110番が提示を求めたところマニュアルのタイトルまで教えないというのです。行革110番は総務委員会でも追求しました。すると、やつとタイトルを教える始末です。

ぶち壊せ!!お役人天国

何でもそこまで隠す必要があるのでしよう。お手盛りがバレるといけないから?

監理団体のお手盛りをなくす為には、まずは「天下り禁止」です。

納税者が監視を怠れば、天下り役人は甘い汁を吸い続け、有権者が監視を怠れば議員は怠けます。お忘れなく!!

編集後記

行革110番が都議会に入って7年が経ちました。●そこで、今後あらたな問題に立ち向かう為、今までの活動・成果を本にまとめました。●『首都破綻』です。法学セミナー等を出版する「日本評論社」の世話になりました。●何故東京都が銀行に手を出したのか? 呆れる税金のムダ使いを暴いています。お読み頂ければ幸いです。

首都破綻
 後藤雄一
 田中康夫氏 絶賛!
 税金は役人・議員の小遣いじゃない!
 「1日一万円の交通費」「別荘から公用車で登壇」「アルコール検査の替え玉」...ムダ・不正を暴く数々の内容は、動感あふれる時代劇を見る如き。「とんでもない首都東京」。さあ、みんなで行政のおかしなことは変えていこう!
 緊急上梓 迫及 新銀行東京

◎公職選挙法199条で「公職の候補者の寄付の禁止」があります。●行革110番「後藤」が、この本を有権者に差し上げる事は勿論、安く売れることも差額が寄付に当たり禁止されています。●開店祝い、町会の会合への寸志・差し入れ、病氣見舞い、等も禁止です。違反すると処罰されます。●皆さんも目を光らせておいてください。

◎行革110番が告発した選挙カーのガソリン代の公費負担増し事件。やつと公職選挙法施行規則が改正され、請求時に「納品書の添付」が義務づけられました。●次回の選挙から適用されます。

☆良い政治を選ぶためには、行政の実態を知る事、これが行革110番の原点です。そこで、この都議レポートを、お1人でも多くの方に読んで頂きたいのです。お近くの方・お知り合いの方等に配って頂ける方を募集しています。少しでも構いません、お届けします。

◎議員・役人のムダ使い・不正の監視を強めましょう。見つけたらご一報を下さい。あなたの生活を守る為!!



都議会議員 後藤雄一